

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

労働健康保護規則

-事業場において医師・看護師の設置について-

日本の「労働安全衛生法」第 13 条、「労働安全衛生法施行令」第 5 条の規定によると、常時五十人以上の労働者を使用する事業場には、産業医の選任が義務付けられている。台湾法での関連規定について、職業安全衛生法第 6 条第 3 項により、労働健康保護規則に基づき紹介する¹。

一、医療スタッフのサービス形態及び比率

条文根拠	事業単位同一事業場に労働者の総人数 ²	サービス形態	医療スタッフの人数及び比率
労働健康保護規則第 3 条 (施行済)	<ul style="list-style-type: none"> 300 人以上 特に健康上有害のおそれがある業務³の総労働者数が 100 人以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 医師 雇用又は特約方式 看護師 労働健康保護規則第 3 条第 2 項⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> 医師 労働健康保護規則の添付表二に基づき処理する 看護師 労働健康保護規

1. 会社は労働健康保護規則で定められたサービスを行わなかった場合、職業安全衛生法第 45 条に基づき、新台幣ドル 3 万元以上 15 万元以下の過料に処する。
2. 労働者健康保護規則第 2 条第 3 号に基づき、労働者総人数とは「事業者が雇用している労働者」及び「その他の事業場の責任者より指揮・監督を受ける労働に従事する人員」の総数を含む。事業が異なる地域に分散する場合、例え各地域の各工場が独立の登記証を有し、且つ異なる組織編制及び管理体制であっても、それぞれ上述の規定に基づき労働者健康サービス医師、看護師人員を配置しなければならない。(行政院労働者安全委員会労安字第 1000020281 号書簡参照)
3. 労働者健康保護規則の添付表一で定められている作業種類を指す。例えば、自由放射作業、粉塵作業など。
4. 労働者健康保護規則第 3 条第 2 項：
前項に定める事業単位は、次の場合に於いて、配置する看護師人員を特約の方式で設けることができる：
一、労働基準法に定めた非継続性の臨時又は短期の労働者数を差引いた労働者総数が 300 人に満たない場合。
二、他の事業単位に長期間留置され、当事業単位の責任者の指揮または監督を受けている労働者を差引いた労働者総数が 300 人に満たない場合。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		に該当した場合を除き、看護師を雇用しなければならない	則の添付表三に基づいて処理する
労働健康保護規則第4条 (施行済)	200人から299人	医師、看護師は特約で可	労働健康保護規則の添付表四に基づき処理する
労働健康保護規則第4条頻率 (2020年1月1日から施行)	100人から199人	上記のとおり	上記のとおり
労働健康保護規則第4条 (2022年1月1日から施行予定)	50人から99人	上記のとおり	上記のとおり
労働健康保護規則第5条 (施行済)	事業が異なる地域に分散して、各地域の労働者総人数は3000人を超えている場合	<ul style="list-style-type: none"> • 医師 雇用又は特約 • 看護師 労働健康保護規則第3条第2項⁵に該当する場合を除き、原則看護師を雇用しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> • 医師 労働健康保護規則の添付表二に準じる • 看護師 労働健康保護規則の添付表三に準じる

三、すでにその他の法規により看護人員が設置され、且つ特に健康上有害のおそれとされる業務に従事する労働者総人数が100人に満たない場合。

5. 註解4と同じ。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。